

第3節 森林吸収源対策の推進

1 森林による二酸化炭素吸収量の増加・確保

【現状と課題】

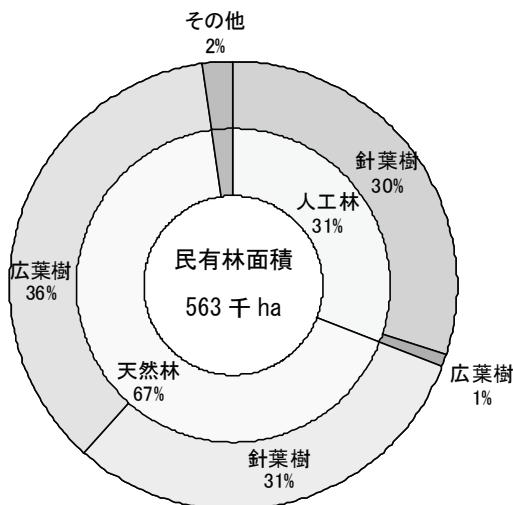
本県の森林面積は、県土面積の約7割にあたる612千ha（平成23年4月現在）で、そのうち民有林面積は563千haと、森林面積の92%を占めています。

これらの森林は、二酸化炭素吸収源として、「京都議定書」における我が国の数値目標達成への貢献が期待されています。

しかしながら、近年、木材価格の長期低迷や木を使わないライフスタイルへの変化等により、林業生産活動が停滞しており、森林施業が行われていない人工林等が広く存在しています。

このため、こうした人工林等の森林整備を推進し、吸収源としてカウントできるFM林¹⁴を増加させる必要があります。

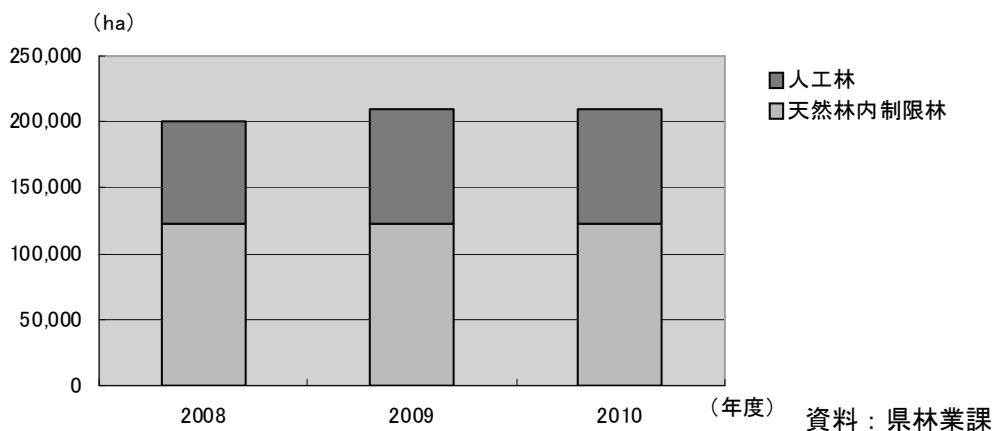
図表1-3-1 県内民有林の林種別面積



(注) 1 県林業課「地域森林計画書」(平成23年4月公表)
2 その他には、竹林、更新困難地、未立木地を含む。

資料：県林業課

図表1-3-2 県内のFM林面積の推移



¹⁴ FM林：FM (Forest Management) 林とは、森林吸収量の算定対象となる「平成2年以降に適切な森林整備や保護・保全措置が行われている森林」のこと。

【環境の状態等を測る指標】

指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H21)	現状値 (H22)	目標値	目標 年度
森林吸収源の算定対象となる FM 林面積	千 ha	209	210	216	H27

【取組状況】

（1）森林整備の推進

ア 森林整備加速化・林業再生事業 [林業課]

間伐の促進と間伐材等の森林資源の安定的な利用による林業・木材産業等の地域産業の再生を図ることにより、森林の整備を促進します。

【平成 22 年度実績】間伐(1,199ha), 林内路網整備(80 路線), 高性能林業機械導入 (6 台) 等

【平成 23 年度計画】間伐, 林内路網整備, 高性能林業機械導入等を予定

イ 造林事業（育成林整備事業）[林業課]

長伐期施業や複層林施業を推進することにより、森林の持つ水土保全機能等の公益的機能を維持・促進します。

【平成 22 年度実績】森林整備面積：4,786ha

【平成 23 年度計画】森林整備面積：3,189ha

ウ ひろしまの森づくり事業 [森林保全課]

県土の保全や水源かん養など、森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、「ひろしまの森づくり県民税」を財源として、県民共有の財産である森林を、環境に貢献する森林として県民全体で守り育てる事業を推進します。

【平成 22 年度実績】人工林対策：長年手入れされず放置されたスギ・ヒノキの間伐等 (990ha)。

里山林等の対策：集落周辺の荒廃した里山林の整備 (423ha), 森林ボランティア活動の支援, 現地体験型学習会の実施, 間伐材を利用した木製品の設置による間伐材利用促進など、地域の創意工夫による様々な取組を支援。

県民意識の醸成：メディア等による広報, ホームページによる情報発信, 森林ジュニアインストラクターの育成, ひろしまの森づくりシンポジウムの開催, 県産材を使用した住宅助成による普及啓発。

【平成 23 年度内容】放置され荒廃した人工林の間伐, 里山林の整備, 間伐材利用対策, 環境緑化対策などの事業を計画。

（2）保安林等による保護・保全措置の推進¹⁵

ア 自然保護協力奨励金・立木損失補償事業 [自然環境課]

優れた自然環境を有する森林の保全を図るため、「自然環境保全条例」に基づく県自然環境保全地域等の指定を行うとともに、「県みどりと景観の基金」を活用した県自然環境保全地域等の指定に伴う私権の制限に対する補償等、適正な管理を行います。

15 保安林：水源かん養, 土砂崩壊等の災害の防備, 生活環境の保全など, 特定の公共目的のために, 森林法に基づいて, 農林水産大臣又は都道府県知事により指定された森林のこと。

16 自然環境保全地域：自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、「自然環境保全法」や都道府県条例により定められた地域。高山性植物の自生地, すぐれた天然林, 濡原等の特異な地質・地形などを主たる保全対象とし, これと一体をなす自然環境で保全の必要性の高い地域。

【平成 22 年度実績・平成 23 年度内容】指定地域内における立木の伐採規制等各種行為規制の代償として補償等を行い、私権との調整を図る。(平成 22 年度実績：自然保護協力奨励金として 1,077 件、3,428 千円、立木損失補償金として 253 件、14,476 千円を交付。)

イ 地域森林計画に基づく保安林の指定の促進 [森林保全課]

水源かん養、災害防備等の森林の公益的機能の維持増進を図るために、地域森林計画に基づき、保安林の量的・質的な配備を積極的に推進するとともに、これらの保安林の適切な管理に努めます。

【平成 22 年度実績】125 件、904ha の保安林を新たに指定し、15 件、3ha の保安林を解除。

【平成 23 年度内容】100 件の保安林を新たに指定する見込。

の森林吸収源対策
の森林吸収源対策

ウ 治山事業（山地災害対策事業・保安林整備事業等）[森林保全課]

「森林整備保全事業計画」に基づき、県土の開発や都市化の進展に伴う山地災害危険地区対策、水需要の増大に係る水源森林の整備等、県土の保全や基盤の充実を図ります。

【平成 22 年度実績・平成 23 年度内容】治山施設の整備及び森林の整備を実施。(平成 22 年度：110 箇所（※うち災害復旧分 13 箇所）。平成 23 年度：87 箇所。)

(3) J-VER 制度活用¹⁷

ア 県営林カーボンオフセット・クレジット取得事業 [森林保全課] 【新規】

県営林において、カーボンオフセット・クレジットを取得し、CO₂排出権を企業等へ販売することにより、その収益を県営林の森林整備等に活用し、本県における森林吸収源対策を促進します。

【平成 23 年度内容】県営林 200ha を対象に、カーボンオフセット・クレジットを取得予定。

¹⁷ J-VER 制度：Japan Verified Emission Reduction の略。登録されたプロジェクトから生じた温室効果ガスの排出削減・吸収量をオフセット・クレジット (J-VER) として認証、発行する仕組み。J-VER は、企業や個人、自治体が主体的に行うカーボンオフセットの取組（商品・サービス・会議・イベント・自己活動等）に活用することができる。